

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	1
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	1

規	則
支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年 3 月31日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第53号	
支庁長事務委任規則の一部を改正する規則	
支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。 企画振興部の項中「企画振興部」を「総合政策部」に改める。 農政部の項 4 の 2 の事項から 4 の 4 の事項までを次のように改める。 4 の 2 から 4 の 4 まで 削除 農政部の項 9 の事項中「第69条第 1 項」を「第69条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項 16の事項中「第21条第 1 項」を「第56条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項25の事項を次のように改める。 25 削除 農政部の項26の事項中「北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例」を「北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例」に改め、同項29の事項を次のように改める。 29 削除 農政部の項34の事項を削る。	
附 則	
1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、農政部の項 4 の 2 の事項から 4 の 4 の事項まで、9 の事項及び16の事項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。	
2 北海道農家負債整理促進条例を廃止する条例（平成21年北海道条例第42号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる利子補給及び損失補償に係る報告の聴取及	

び調査については、なお従前の例による。

3 北海道条例の整備に関する条例（平成21年北海道条例第15号）附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる分担金の徴収については、なお従前の例による。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 8 号カ中「及び第32条第 3 項」を「、第32条第 3 項及び第32条の 3 第 3 項」に改める。

第14号ウ中「第39条第 2 項及び第 3 項」を「第39条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第35号イ中「の受理」を削り、同号中メをレとし、マからムまでをラからルまでとし、同号ホ中「（同法第32条及び第33条に係るものを除く。）」を削り、同号中ホをユとし、ユの次に次のように加える。

ヨ 同法第50条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による感染を疑う者に係る健康状態の報告及び協力に関すること。

第35号中ヘをやとし、ノからフまでをミからモとし、ネをへとし、への次に次のように加える。

ホ 同法第44条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による感染を疑う者に係る健康状態の報告及び協力に関すること。

マ 同法第44条の 3 第 4 項及び第 5 項（これらの規定を同法第50条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等及び実費の徴収に関すること。

第35号中ヌをフとし、ニをヒとし、ナをハとし、トをネとし、ネの次に次のように加える。

ノ 同法第36条第 3 項（同法第50条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による掲示に関すること。ただし、ニに掲げる事務に係るものにあつては、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第35号中テをヌとし、ツをトとし、トの次に次のように加える。

ナ 同法第32条第 1 項及び第 2 項の規定による建物に係る措置に関すること。

ニ 同法第33条の規定による交通の制限等に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第35号中チをテとし、カからタまでをクからツまでとし、オの次に次のように加える。

カ 同法第15条の 3 第 1 項の規定による健康状態の報告及び質問に関すること。

キ 同法第15条の 3 第 2 項の規定による健康状態に異状を生じた者等への質問及び調査に関すること。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。